平成十四年政令第三百四十九号

国際受刑者移送法施行令

内閣は、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条及び第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え）

第一条　国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

刑法（明治十二年法律第四十五号）	第三条	その執行	同法第二条第二号の共助刑の執行
刑事訴訟法（昭和二十三年法律百三号）	第五百条	第五百条及び前二条	前条
第百三条	第五百条、第五百一条及び第五百二条		第五百二条
第百七条、第百八条、第百九条、第百十条第一項、第百十五条第一項、第百十五条第三項及び第百十五条第二項、第百十五条第五項	裁判の		共助刑の

四条			
並びに第五百十五条第四項	第五百十条第三項及び第九項	「裁判の執行を受ける者」	「共助刑の執行を受ける者」
第三条第一項	第五百十条	「裁判の執行」	「共助刑の執行」
少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）	第五十六条第三項	刑法第十二条第二項又は第十三条第二項	国際受刑者移送法第十六条第一項
	第六十一条	家庭裁判所の審判に付された少年又は少年の犯した罪により公訴を提起された者	少年のとき犯した国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪により同条第五号の受入移送による引渡しを受けた者
第六十七条第四項	特定少年		特定少年（十八歳以上の少年をいう。次条において同じ。）
第六十八条本文	特定少年のとき犯した罪により公訴を提起されたとき犯した場合における同条		特定少年のとき犯した国際受刑者移送法第二

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	第二十条第一項	第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）	第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）
	第二十三条第三号	第三十九条第四項（第四十二条及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）	第三十九条第四項
条第十一号の受入移送犯罪により同条第五号による引渡しを受けた場合における第六十一条	第三十三条	少年法第五十八条第一項	国際受刑者移送法第二十二条
	第三十三条第一項	刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分及び同法第三十条のによる仮釈放を許す処分	刑法第二十九条の規定による仮出場を許す処分
	第五十条	第三十九条第三項（第四十二条において準用する第三項第一項第七十八条の二第一項第三号において準用する第六十八条の七第一項	第三十九条第四号
	第五十条	第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条第三項第一条の三において準用する場合を含む。）又は第四号	第三十九条第三項
		（第七十八条の七第一項六十八条の二第一項において準用する場合を含む。）	

第五十条	転居（第四十七条の二第一項第五号に定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）		転居
第五十一条	次条に定める場合を除き、第五十二条	第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、九条第一項刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項	刑法第二十第五十二条
第五十四条第二項	懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容して言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容	刑の一部の執行猶予の刑の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容	懲役又は禁錮の刑

第五条第二項	懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十行のため収容している釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者で第三十九条第一項の決定によるある場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了	懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者で第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了
第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項	第七十六条第七十三条第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項
第七十一条の規定による申請、第七十三条の第一項の決定又は第七十五条第一項の決定	第七十五条第一項の決定
第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項	第八十二条第一項、第八十四条第一項
刑事上の手続	国際受刑者移送法第十五条第八項

可能期間の満了により保護処分	懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者で第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了	第七十五条第一項
第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項	第七十六条第七十三条第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項	第七十五条第一項
第七十一条の規定による申請、第七十三条の第一項の決定又は第七十五条第一項の決定	第七十五条第一項の決定	第七十五条第一項
第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項	第八十二条第一項、第八十四条第一項	第八十五条第一項
刑事上の手続	国際受刑者移送法第十五条第八項	国際受刑者移送法第十五条第八項

一項及び第四項並びに第八十六条第二項及び第三項	三条の規定による命令	懲役、禁錮又は拘留の刑
第二号	国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑	国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑
第八十六条第一項	前条第一項各号	前条第一項第一号又は第二号
同項第一号、第二号、第五号又は第九号	同項第一号又は第二号	前条第一項第一号又は第二号
第八十六条第二項	前条第一項各号	前条第一項第一号又は第二号
第九十七条第一項	特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権	国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽及び免除

（法第四十三条ただし書の規定による交通費の免除）

第二条 法第四十三条ただし書の規定による交通費の免除を受けようとする受入受刑者は、その釈放の時までに、その氏名、免除を求める額その他の法務省令で定める事項を記載した書面を法務大臣に提出して、その申請をしなければならない。

2 前項の免除は、受入受刑者の釈放の時にこれを行う。ただし、釈放の時に免除を行うことができないやむを得ない事情があるときは、釈放後速やかにこれを行うものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附　則（平成一八年五月八日政令第一九三号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附　則（平成二〇年四月二三日政令第一四六号）

この政令は、更生保護法の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附　則（平成二七年三月二五日政令第九三号）　抄

（施行期日）

1 この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附　則（平成二八年四月一五日政令第一九九号）

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

附　則（令和三年一二月二四日政令第三四一号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年四月七日政令第一六三号）　抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令和五年八月四日政令第二五八号）　抄

（施行期日）

1 この政令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

附　則（令和五年一一月一〇日政令第三二二号）

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十五日）から施行する。